

# 社会資本総合整備計画（地域住宅計画）の事後評価報告シート

1. 事後評価を実施した社会資本総合整備計画（地域住宅計画）	
計画の名称	愛媛県地域住宅計画
都道府県名	愛媛県
計画作成主体	愛媛県
計画期間	平成 17 年度 ~ 22 年度
計画の目標	『住宅の居住性能の向上を推進することにより、安全でゆとりある住まい・まちづくりを実現する』
2. 事後評価の内容	
実施体制・時期	愛媛県建築住宅課にて平成 23 年 6 月実施。
事後評価の結果	<p><b>指標 1：「県営住宅の建替え更新」</b>            定義：県営住宅ストック総合活用計画において建替えの検討対象となっている県営住宅（1,253 戸）のうち、建替え更新された県営住宅戸数の割合            評価方法：事業実績による調査            結果：従前値:14%（平成 16 年度） 目標値:28%（平成 22 年度） 実績値:24%            結果の分析：公営住宅等整備事業を実施して、老朽化した県営住宅の建替えを行ってきたが、平成 19 年 3 月に県営住宅ストック総合活用計画を見直し、一部の建替え工事が平成 23 年度以降の完成予定となった。そのため目標値を下回る結果となった。</p> <p><b>指標 2：「県営住宅団地の安全性の確保」</b>            定義：アスベスト含有建築部材が使用されている建築物が存在する県営住宅団地の割合            評価方法：事業実績による調査            結果：従前値:4%（平成 17 年度） 目標値:0%（平成 20 年度） 実績値:0%            結果の分析：県営住宅団地内において、アスベスト含有調査を実施し、アスベスト含有建築物が存在する県営住宅団地が判明した。そのため、平成 18 年度にアスベスト除却工事を実施した結果、アスベスト含有建築物が存在する県営住宅団地はなくなり、目標値を達成することができた。</p> <p>定義：住宅用火災報知機が設置されている県営住宅戸数の割合            評価方法：事業実績による調査            結果：従前値:6%（平成 17 年度） 目標値:100%（平成 22 年度） 実績値:100%            結果の分析：消防法の改正により、既存住宅への住宅用火災報知機の設置が平成 23 年 6 月から義務化された。このため、平成 18 年度から計画的に住宅用火災報知機設置工事を行い、平成 22 年度末までに全ての県営住宅に住宅用火災報知機が設置された。</p> <p><b>指標 3：「良質な木造住宅の建設促進」</b>            定義：県内において 1 年間に建設された戸建住宅のうち、戸建木造住宅の戸数の割合（戸建木造率）            評価方法：住宅着工統計の資料を用いた調査            結果：従前値:84%（平成 16 年度） 目標値:85.5%（平成 22 年度） 実績値:88%            結果の分析：愛媛県では良質な木造住宅の建設を促進するため、『愛媛県地域材利用木造住宅利子補給制度』を実施しているところであるが、地域住宅計画策定以後、積極的に制度の改正や予算枠の拡大等を行い、良質な木造住宅の建設への促進を図った結果もあったことから、戸建木造率は平成 16 年度より 4% 上がり 88% となった。</p>

	<p>定 義：県内で1年間に建設された戸建木造住宅（在来工法）のうち、愛媛県地域材利用木造住宅利子補給制度を活用して建設した住宅の割合</p> <p>評価方法：住宅着工統計の資料を用いた調査</p> <p>結 果：従前値:1.3%(平成16年度) 目標値:6.2%(平成22年度) <u>実績値:5.4%</u></p> <p>結果の分析：平成22年度末時点では、目標値を下回ったが、平成20、21年度では8.0%以上であることと、認定件数は平成16年度と比べ4倍近く増えている。このため、県内において一定の良質な木造住宅の建設が促進されているといえる。</p>
結果の公表方法	「愛媛県地域住宅計画の公表に関する取扱要領」を定め、愛媛県ホームページに掲載し、公表することとしている。
<b>3 . 事後評価の結果を踏まえた今後の住宅施策の取組への反映等</b>	
今後の住宅施策の取組への反映	<p>耐用年数の経過により老朽化した県営住宅については、平成21年度に策定した「愛媛県地域住宅計画」に引き続き砥部団地の建替えを位置づけ、居住性、安全性の向上を図る。また、併せて、当該計画において公営住宅ストック総合改善事業も位置付け外壁改善工事等を実施し、既存県営住宅の居住環境の安定を図るとともに、長期的な活用に取り組むこととしている。</p> <p>今後も、良質な木造住宅の建設を促進するため、引き続き愛媛県地域材利用木造住宅利子補給制度の周知に努める。</p> <p>なお、平成23年度中には、国の住生活基本計画の変更に即し、愛媛県住生活基本計画についても見直しを行うこととしており、今後の県全体の住宅施策の展望を広域的に検討することとしている。</p>
その他	